

平成 26 年 7 月 25 日

奈良県環境審議会
会長 花田 真理子 殿

奈良県環境審議会
環境影響評価審査部会長 藤井 智康

京奈和碎石場拡張事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について（報告）

平成 26 年 5 月 20 日付環政第 89 号により本審議会に諮問のあった「京奈和碎石場拡張事業」（以下「対象事業」という。）に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、本部会において、平成 26 年 6 月 6 日、6 月 20 日、7 月 25 日の 3 回にわたり事業者から事業計画等の説明を求めるとともに、奈良県環境影響評価技術指針等に沿って審議を行い、結論を得たので下記のとおり報告します。

記

方法書に記載された対象事業の目的および内容は、山本商事株式会社が奈良県御所市大字古瀬 480 番地他（以下「対象事業実施区域」という。）において、現在稼働中の採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、長期間の事業実施を予定していることから、自然環境及び周辺的生活環境にも影響を与えることが懸念されることを踏まえて、以下の点に配慮した環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質について

粉じんの飛散予測については、本事業で環境影響が懸念される事項の一つであることから、影響の程度を可能な限り定量的に予測・評価を行うこと。

2 騒音・振動について

ア 騒音振動の評価においては位置・距離関係が重要となることから、プラント等の移設計画も踏まえ、最も近い民家等に配慮した上で調査・予測・評価を行うこと。

イ 環境保全計画に搬入・搬出車両の交通対策を記載すること。また、事業地からの搬出トラックの走行ルートについて、範囲を拡大して準備書に記載すること。

3 水質について

ア 採取区域拡大により、やむを得ず流域が変わる場合は、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保できるよう措置を講じること。また、雨水流出抑制対策については御所市及び県河川課と協議し、必要な調整池の設置について準備書に記載すること。

イ 調整池の構造や、雨水の流出や排水をどのように調整するかを明らかにし、稼働施設からの河川への流出状況について、豪雨時の状況を含めて準備書に記載すること。また、調整池における水の滞留時間が長くなる場合には、富栄養化や水質の悪化が懸念されることから、現在の状況を明らかにすること。これらを踏まえ、下流への濁水流出や水質悪化の軽減を図る対策を準備書に記載すること。

ウ 「濁水（濁度・浮遊物質）」の調査について、濁度や浮遊物質量は雨量により大きく変化することから、雨量に応じて複数回の調査を実施し、予測・評価を行うこと。

エ 水質調査地点について、曾我川においてはさらに下流に対象事業実施区域からの水の流入があると考えられることから、関連集水域の最下流部地点を調査地点に追加し、調査・予測・評価を行うこと。

4 地形・地質について

事業の拡張に伴い、大きく地形が変化することから、斜面崩壊、土砂流出等の防止・安全対策を準備書に記載すること。

5 動物、植物、生態系について

ア 「対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」「動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」の記載について、既存文献の活用に加え、現地調査の結果を踏まえて地域の生物多様性に配慮し、重要な種及びそれらが生息又は生育する区域等を整理した上で予測・評価を行うこと。

イ 現況森林である対象事業実施区域において、河川への影響が小さいとは考えにくいことから、現地調査の項目に魚類を含め、調査・予測・評価を行うこと。

ウ 緑化において、在来種を植栽することとし、樹種の選定においては地域性や景観にも配慮すること。緑化の工法については種子吹付以外の方法も検討すること。また、緑化後においても地域景観や生態系への影響に配慮し、モニタリング調査を実施して適切な植生管理に努めること。

6 景観について

ア 修景緑化は岩石採取終了後とされているが、事業期間が長期にわたることから、採取の完了した区域から順次修景緑化を行うよう、工程の検討を行うこと。また、採取区域の移動及び修景緑化計画に伴う景観の変化について予測・評価を行うこと。

イ 京奈和自動車道と対象事業実施区域との位置関係を準備書に記載し、調査・予測・評価を行うこと。

7 文化遺産について

ア 「対象事業が実施される区域及びその周囲の概況」に記載された「遺跡位置図」について、遺跡の名称や種類を記載し、その情報を踏まえた調査・予測・評価を行うこと。

イ 踏査については樹木が繁茂する時期は見落とし等が懸念されることから、調査に適した季節に実施することとし、踏査による判断が困難な場合は試掘を行う必要があること、古墳を含む遺跡が確認された場合は事前に本調査を行う必要があること等に留意すること。

8 その他

ア 表土の除去方法、岩石の採掘方法、表土の処理計画、排水処理計画を準備書に記載すること。また、岩石の採取に伴う災害防止の方法を準備書に記載すること。

イ 対象事業の内容において、現在稼働している施設の破碎選別の工程を準備書に記載するとともに、移設施設について、設置計画及び施設の規模についても準備書に記載すること。併せて、破碎選別の工程で生じる泥土、現在の施設の解体撤去に伴い発生する不要資機材について、量及び処理方法を準備書に記載すること。